

# 著作物を尊重する態度の育成を目指した ビデオ教材パッケージの開発と活用

～著作権者が出演し、思いを届ける力のある教材づくり～

津山ICT教育研究会

〒708-0004  
岡山県津山市高野本郷1041

## 1. 研究の背景

近年、スキャナーやコンピュータなど情報機器の進歩により、家庭でも簡単に絵や写真などの著作物を読み取って印刷したりWeb上からコピーしたりできるようになってきた。また、学校においてもICT環境の整備や授業での活用が進んだことによって、社会科や総合的な学習などでWeb上の著作物を取り扱う機会や範囲が広がっている。情報教育において著作権に対する感覚をより一層高めることが求められているのである。

現在までに、5つの著作権指導用教材を作成してきた。主として、著作権者と使用者のどちらの立場にも焦点をあてたものであった。作成した教材は、岡山県総合教育センターで成果発表を行ったり、文化庁の著作権教育実践に応募し、最優秀賞や優秀賞を受賞し、Web上でもダウンロードし活用できる形になっている。

今回は、日頃、児童が触れることの少ないプロのイラストレーターの藤田氏に登場してもらい、著作権の大切さを教材の中で語ってもらう構成をとった。ネット社会において、著作権者の顔が見えないことが著作権の軽視に繋がっていると考えたからである。

## 2. 研究の目的

著作物を実際に作成しているイラストレーターの方が登場し著作権の大切さを語ってもらうビデオ教材パッケージとして開発し活用していく。作成した教材は授業実践を通して、児童の感想、教師による評価から修正・改善を図っていく。

## 3. 研究の方法

研究全体会を毎月開催し、研究の方法や進捗状況を確認しながら研究を進めていった。最初は基礎作業として、現在までどのような著作権教育が行われているのかWebや書籍から実践を洗い出すことを行った。調査した範囲においては、実際に著作権者が児童に語りかけるタイプの教材を見つけることはできなかった。

まず、研究テーマの核をなす著作権者(イラストレーター)の方へ連絡をとり、趣旨を説明し協力をいただいた。著作権者への取材をもとに、研究グループで教材の構成を考え、指導用教材を作成していった。授業を何度かする中で、先生方の意見を取り入れたり、児童の反応を見ながら修正を図ってよりよい著作権指導用教材を作成していった。

## 4. 研究の内容・経過

開発した著作権指導用教材は、先生方が使いやすいように下記にあるような教材をパッケージにしている。

### ① 場面紹介資料

道徳の読み物教材にあたる。これを手に取り、読み進めながらデジタル教材を提示し授業を組み立てていく。

デジタル教材が、次の場面に移るタイミングや補足的な説明などが書き込んである。

② デジタル教材

パワーポイントで作成しており、場面の様子がよくわかるようにイラストや写真、動画が組み込まれていて、児童の視覚や聴覚に訴えることができる。また、今回の教材には、著作権者であるプロのイラストレーターの藤田氏が登場して、児童に直接語りかける構成をとることで力のある教材に仕上がっている。

③ 指導案

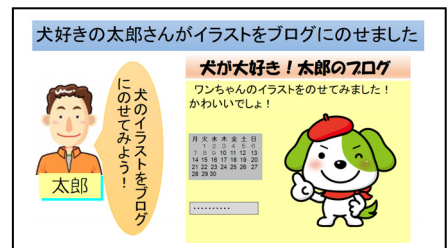
学校の研究授業でも使えるように一般的な指導案の形式としている。本時案を見れば、目標の他に一時間の授業の流れが一目でわかる。

④ ワークシート

授業で使用するワークシートである。授業者の意図で自由に書き込めるように大まかな枠にしている。

以下に中心となる場面紹介資料と、デジタル教材の一部を紹介する。

みなさんはブログを知っていますか。ブログとはインターネット上に書かれた日記のようなものです。芸能人やスポーツ選手だけでなく、一般の方もたくさんしている人はいます。(ブログを見たり、知ったりしているか尋ねる) 主人公は太郎さん。犬が好きで自分でブログもやっている人です。



太郎さんは犬が大好きです。自分でブログも開いています。ある時考えました。

「そうだ、犬のイラストをブログに載せてみよう。そうしたら自分のブログを見てくれる人も増えるし、人にも喜んでもらえる」

太郎さんは、こんなイラストを載せたのです。(簡単にイラストの感想を聞く)



ところが、一か月後・・・太郎さんの知らないところでこんなブログが見つかりました。(太郎さんは知らないことを押さえる)

うましラーメン店のブログです。おいしいよとワンちゃんが宣伝しています。あれ、どこかで見た犬のイラストですね。

(画像を見ながら補足説明を加える。ラーメンの値段や営業時間など・・・商売に使っていることを押さえる。)

ミカさんのブログです。犬が好きで太郎さんのブログからイラストを見つけてきたようです。

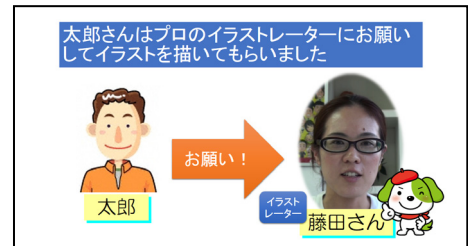
(画像を見ながら補足説明を加える。個人の趣味であること押さえる。)

みなさんは、この2つのブログについてどう思いますか。次の4つの中から選んでみなさい。理由も書きましょう。

- ① 良い ② ちょっと良い ③ ちょっと悪い ④ 悪い

(個人、またはグループで理由を考えさせる)

このイラストは太郎さんがつくったものではありません。あまりイラストが得意でない太郎さんがプロのイラストレーターの藤田さんに頼んで描いてもらったのです。(実態に合わせてイラストレーターの説明をする。頼まれてイラストを描く仕事をしている人など。) その時の様子を見てみましょう。



何をしているところでしょうか？(児童に考えさせる)

これは、下書きをしているところです。みんなも図工で絵を描くときに下書き(下絵)を描くことがありますね。

これで終わりでしょうか？

(まだ次の作業があることを知らせる) 何をするのか考えさせるのも良い。

何をしているところでしょうか？(児童に考えさせる。クレヨンやクーピーで色をつけることを考える児童がいる。)

これは、コンピュータに下書きを取り込んで色をつけていることです。

これで終わりでしょうか？

これだけで終わりではありません。一度イラストを描いた後もメールで連絡を取り、良いものをつくっていきます。犬に服を着させてほしいという太郎さんの希望に、藤田さんが返事をしていますね。(メールの中身を読みながら補足を加える。)

いくつぐらいイラストを創ったと思いますか？

10個以上作っています。

どうしていくつも同じようなイラストを描くのですか？

(たくさんの中から選んでもらうため)

どのくらい時間をかけているのでしょうか？

- 1 1日
- 2 3日
- 3 1か月

一か月以上かかっています。いろいろなやり取りをすることで描きなおす時間もかかります。

一つのイラストをつくることは簡単だと思いますか？

勝手にイラストを使われた太郎さんやイラストレーターの藤田さんはどんな気持ちになるのでしょうか？

実際にイラストレーターの藤田さんが、イラストについてどう思っているかききましょう。

藤田さんのコメントを流した後で、勝手にイラストを使うことについてどう言っていたのか尋ねる。(勝手に使うのはどろぼうと同じ)



もう一度、最初と同じことを聞きます。

うましラーメンの店と、ミカきさんがやったことはどう思いますか？4 つの中から選びなさい。最初と意見が変わった人は理由を書いてみましょう。

- ① 良い
- ② ちょっと良い
- ③ ちょっと悪い
- ④ 悪い

(挙手をさせて人数を調べる)

もし、太郎さんのイラストを使いたかったら、どうしたらよかったですでしょうか？

(許可を得ることを考えさせる)

自分が描いたイラストなどを守る権利を著作権といいます。有名なアニメには著作権がありますよというマークが入っています。(マルCマークを説明する)

みんなが持っている鉛筆や消しゴム、下じきなどでマルCマークを探してみましょう。

(児童が使っているアニメのイラストが入ったものにはほとんどといってよいほど、著作権をあらわすマルCマークが入っている。喜んで探すので、机間巡視をしながら見つけた児童を褒めたり、紹介したりする)

著作権は、絵やイラストのほかにどのようなものにできるのでしょうか

作詞や作曲した楽譜にもあります

文章にもあります。(時間があれば児童の作文やイラストにもできることを理解させる) 著作権は、とても大切な権利です。

コンテンツの最後に載せたイラストの著作権は譲渡してもらっている。著作権フリーのイラストとするので著作権教育の一助として活用をしていただきたい。



## 5. 研究の成果

授業の前後で、著作権に関わっての簡単なアンケートをとった。(4年生)授業前と授業後の変化を示す。

- ① インターネット上の写真を自分のブログに張り付けてもいいと思いますか。

	いい	ちょっといい	ちょっと悪い	悪い
授業前	2	6	3	11
授業後	0	0	1	22

- ② インターネットの上の文章を自分のブログに張り付けてもいいと思いますか。

	いい	ちょっといい	ちょっと悪い	悪い
授業前	1	5	6	10
授業後	0	0	0	23

この結果から、授業により児童の意識が向上的な変容を見せていることがわかる。

児童の感想をいくつか紹介する。(4年児童)

- ・ 今日の授業はものの大切さやまねされては困るものなど、その本人の立場になり行動するのが大切だとわかった。

- ・ 描いた人の気持ちがよくわかった。かいた人が一生懸命にかいたからブログにはのせないということがわかった。のせるなら許可をもらってからということもわかった。
- ・ 身の回りのいろんなところにマルCマークがあった。家の中のものにもついているか探してみたい。ブログは見たことがなくても、もし、自分がブログをやったりするときは他の人にイラストを使ってもいいか聞くことにする。今日の授業はとても楽しかった。
- ・ 人のイラストなどを許可なく使うことは相手をいやな気持ちにさせてしまうことがわかった。

児童の感想からも、著作物を尊重しようとする気持ちを読み取ることができる。著作権指導のためのビデオ教材パッケージとして、十分に活用できるものに仕上がった。

## 6. 今後の課題・展望

今回は、プロのイラストレーターの藤田氏から著作物に対してのメッセージを頂き、児童の心に響く教材に仕上がった。今後の課題としては、さらに多くの種類の著作権指導用教材の開発が必要と考えている。例えば、音楽に関わっている作曲家や、小説家、あるいはものづくに関わっている方が登場するようなビデオ教材パッケージを作成したい。デジタル機器が発達し、コピーペーストが簡単にできるようになったからこそ、著作権教育は重要な役割を果たすと考えている。

## 7. おわりに

今回、著作権者としてプロのイラストレーターである藤田氏に取材を受けていただいた。忙しい業務の中、時間をとって丁寧に対応してくださり、仕事の様子まで撮影させてくださった。また、授業の性質上、作成を頼んだイラストの著作権も譲渡してくださり感謝の一言である。お陰様で、イラストレーターが授業の中で著作権について直接、子供たちに語りかける力のある教材に仕上がった。本当にありがとうございました。

## < 参考文献 >

・デジタル教材の中の「太郎さん」と「ラーメン店」のイラスト

: 出典: IPA「教育用画像素材集サイト」 <http://www2.edu.ipa.go.jp/gz/>